

事務連絡
令和7年3月31日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る身体障害認定の
診断書・意見書例等の周知について（依頼）（その2）

平素より、身体障害者手帳制度の円滑な運営確保に特段のご配慮をいただき、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状を有する患者に対する身体障害認定については、「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る身体障害認定の診断書・意見書例等の周知について（依頼）（その1）」（令和7年3月14日付け事務連絡）において、身体障害の認定はその原因を問わないものである旨やコロナ罹患後症状を有する患者に関する診断書の作成や障害認定を適切に行うための参考資料として、厚生労働省ホームページに掲載したコロナ罹患後症状に係る身体障害認定の診断書・意見書例（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51438.html）について、指定医に対する周知をお願いしたところです。

意見書・診断書例については、肢体不自由の事例を掲載していましたが、今般、呼吸器機能障害の事例についても掲載いたしましたので、指定医に対する周知をお願いいたします。今後も他の障害について順次掲載する予定としております。

身体障害者手帳の交付を希望する者が適切に指定医の診断を受けられるよう、貴管下の指定医に対して、改めて上記の身体障害認定の考え方や意見書・診断書例についての周知を図るとともに、身体障害認定が適切に行われるよう配慮をお願いいたします。